

評価順	区分	ID	施設名	講評	存続	統合	転用	譲渡	廃止	総合評価	その他意見
21	産業振興施設	167	間伐材等地域材研究施設	<p>島根県西部の間伐材の利用促進に寄与しており存続が妥当。</p> <p>複数の自治体が設立に関与しており、施設のあり方について十分な協議が必要である。</p>	8			2		存続	<p>【存続】</p> <ul style="list-style-type: none"> 他に類似施設がなく存続すべき。 国県市においても地元産木材の利用促進に取り組んでおり、施設活用が拡大する。また、複数自治体が共同で設立した経緯があり、施設のあり方については、関係団体間での協議が必要 島根県西部の間伐材の利用促進に寄与してほしい。また、その成果についても発信してほしい。 施設規模に比して、どの程度の利用があるのか。当面は存続とするも、譲渡の可能性について施設管理者と協議を行う必要がある。 譲渡が理想であるが、運営形態の特殊性、運営法人が複数の自治体から出資を受けている現状から当面は存続が妥当 当面は存続すべき施設。維持、修繕経費も必要になるとのことであり、一層木材利用促進に努めていただきたい。 <p>【譲渡】</p> <ul style="list-style-type: none"> 譲渡しても良い時期ではないか。 管理形態の検討が必要。森林資源の開発が十分にできているか検証を。
22	体験農園	170	体験農園施設	<p>特定の利用者に限定されており公益性に疑問。譲渡が妥当。</p> <p>近隣のふるさと体験村と連携した有効活用を検討されたい。</p>	1	1		7	1	譲渡	<p>【統合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ふるさと体験村と一体となった経営が効率的である。 <p>【譲渡】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定管理者への譲渡が可能であれば、譲渡が妥当 平成23年度で指定管理期間が終了。譲渡の方向で協議 現状は、特定法人の占用状態となっており公益性が極めて薄い。早急に譲渡すべき。 現在の指定管理者への譲渡を検討されたい。 譲渡が妥当と考えるが、無償譲渡が適切か否かはしっかりと判断する必要がある。 <p>【廃止】</p> <ul style="list-style-type: none"> 建物の老朽化が著しい。ふるさと体験村に隣接しており、施設解体の上、イベント開催時の駐車場不足へ対応してほしい。

評価順	区分	ID	施設名	講評	存続	統合	転用	譲渡	廃止	総合評価	その他意見
23	市場	157	浜田市公設水産物仲買売場	<p>漁業振興に寄与しており、効率的な運営がされている。存続が妥当。</p> <p>施設の稼働率向上に向けて更なる努力を。</p>	11					存続	<p>【存続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空きスペースがないように努力を。将来的に立替も必要 ・独立採算で経営が成り立っており、水産業発展のためにも存続が妥当 ・将来的には近隣の観光施設を水産観光資源として活用し、JF等へ一体的に管理委託してはどうか。 ・市の主要施策である漁業振興のために将来的にも存続し、発展させる必要がある。 ・利益も生じており、公募による指定管理者を継続の上、存続が妥当 ・円滑な運営がされており、基金積立もある。大規模改修も予定されており、指定管理を継続することが必要。水産物流通の円滑化を図ることは行政の責務である。 ・水産物流通の上で必要性の高い施設。老朽化が進んでいることからお魚センターとの連携等によって、相互にメリットを享受できるよう施設整備を検討 ・収支黒字で運営が行われている。施設改修の積立も行われている。利用者、事業規模が減少傾向であり、対策が必要
24	産業振興施設	123	農畜産物加工施設	<p>利用が特定団体に限定されており、公益性に疑問。譲渡が妥当である。</p> <p>譲渡に当たっては、譲渡条件の妥当性について十分な検討が必要である。</p>				10	1	譲渡	<p>【譲渡】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間団体へ譲渡し、固定資産税収入を考慮すべき。 ・JAへの譲渡を検討中とのことだが、利用団体の声をよく聞き対応してほしい。 ・競争入札による譲渡が妥当である。 ・特定の利用者に限定されている。JA等へ譲渡すべき。 ・起債償還終了を目途にJAへの無償譲渡を検討 ・運営を目的に設立された第三セクターは既に解散しており、早急に譲渡すべき。 ・施設の性格、改修費等の観点からも譲渡を検討すべき。譲渡に当たっては、先ず公募を検討し、そうでない場合あるいは無償譲渡の場合等は条件ルールの特明瞭化が必要である。 ・経営状況が良好な間での処分が妥当 ・財産処分に当たっては厳正なルールが必要 <p>【廃止】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主な利用が一民間企業となっており、譲渡も困難とのこと。普通財産に移管し、公募による売却が妥当 ・当初建設費用が多額であり、譲渡価格を含む譲渡条件の妥当性について十分なチェックが必要である。

評価順	区分	ID	施設名	講評	存続	統合	転用	譲渡	廃止	総合評価	その他意見
25	産業振興施設	125	波佐地場産業技術研修センター	建物を有効活用する観点から、社会福祉法人等への譲渡を検討すべき。	4			7		譲渡	<p>【存続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H22年7月からの再オープンであり、評価困難 ・地域の声も聞き、より有効利用を目指す必要がある。 ・収入が少なく、存続の場合でも対策が必要 ・再オープン時点で使用目的と実情をあわせる必要があったのではないかと。早急に譲渡する方向が望ましい。 <p>【譲渡】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収入が見込めず、公費負担に見合う公設の意義が認められない。 ・事業としてどこまで成立するのか。いずれにしても過度な公費負担がかからない形での対応が必要 ・指定管理者への譲渡を早急に進めるべき。 ・施設の有効活用が地域活性化につながると考えられる。福祉法人への譲渡を検討すべき。福祉振興、地場産業、伝統工芸の振興が民間活力で行われることに期待 ・必要最低限の改修を行った上で、早急に譲渡 ・現状施設のままで、早急に譲渡すべき。
26	和紙会館	152	三隅中央会館（2）和紙の郷	<p>ユネスコ無形文化遺産を継承するための施設として公設の意義がある。</p> <p>過度な市費負担とならないよう、更なる施設の有効活用、全国への情報発信などにより増収に向けた努力が必要</p>	11					存続	<p>【存続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユネスコ無形文化遺産として継承することが大切であり、公設の意義がある。 ・石州半紙は当市の重要な資源であり、振興をはかるべき。 ・伝統工芸の後継者育成のためにも有効活用してほしい。 ・同上。市民の理解が得られるだけの成果を期待している。 ・施設目的は公設意義が大きい。指定管理料など市費負担が過度にならないよう増収に向けた努力必要 ・既に幼稚園や小中学校の卒業証書を和紙にするなど、文化伝承が進められている。施設の更なる計画的活用、全国への情報発信が必要 ・当該施設は公設意義が大きい。利用者増を図り、指定管理料の減につなげていただきたい

評価順	区分	ID	施設名	講評	存続	統合	転用	譲渡	廃止	総合評価	その他意見
27	産業 振興 施設	141	三隅特産品展示販売センター	<p>展示販売センターとして有効活用できる施設であり、当面の間は存続</p> <p>ただし、三隅道路開通に伴う利用者減少が懸念されており、地域限定のものを取り扱うなど経営の更なる見直し、施設目的や意義の再構築に取り組むべき。</p>	10		1			存続	<p>【存続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当面の間、存続。ただし、三隅道路開設に伴い利用減少が懸念される。 ・自治会や公民館で培った住民力をビジネスに活用してほしい。地元食材を使った弁当事業など発想豊かに挑戦してほしい。 ・石州和紙を主体とした展示販売センターとして、無形文化遺産発展のバックアップに努めていただきたい。 ・(有)ゆうひパーク三隅が道の駅全体を所有、運営することが可能ならばスッキリするが、現実問題として困難であれば「存続」か。 ・景観は売り物。地域限定販売のものを取り扱うなど更なる経営努力が必要 ・当面は存続、三隅道路の状況によって改めて検討すべき ・当面は存続し、利用状況を踏まえた規模への縮小を検討 <p>【転用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来的に道の駅としての存在意義に疑問。施設を存続するのならば、その目的、意義を改めて見直すべき。
28	体験 農園	149	井野児童農園	<p>地元住民の方で利活用していただくべき施設</p> <p>普通財産に移管した上で、貸付等を検討すべき</p>	2		5	3	1	転用	<p>【存続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の人に家庭菜園として使っていただくなど地区まちづくり委員会で活用方法を検討していただきたい。特定の人に負担がかからない維持方法を模索してほしい。 <p>【転用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収入がないのであれば、転用し収入を得られるようにできないか。 ・普通財産として地元は無償貸与し、地域住民による自由な運用を目指すべき。 ・普通財産に移管し、地元自治会への貸付を検討 ・普通財産とし、地元への無償貸付を検討 ・普通財産へ転用し、貸付により市民誰でも利用できるようにすべき。 <p>【譲渡】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地元自治会へ無償譲渡が妥当 ・現段階では公的必要性に乏しい。譲渡の方向で検討を。 <p>【廃止】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設等の使用目的を明確にし、廃止(譲渡)

評価順	区分	ID	施設名	講評	存続	統合	転用	譲渡	廃止	総合評価	その他意見
29	泉源	95	旭温泉（源）	貴重な観光資源として、現存施設の有効活用を図る必要があり、存続が妥当	9			1		存続	<p>【存続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貴重な観光資源として、現存施設の有効活用を図る。 ・温泉としての経営上の問題は残るが、地域における公益性が高く、施設規模、運営のあり方を見直した上で存続が妥当 ・泉源維持の公益性は認める。長期的スパンでの収支が整うよう望む。 <p>【譲渡】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営などの財源は、受益者負担が望ましい。
30	泉源	115	美又温泉美又1, 2, 3, 4号井	貴重な観光資源として、現存施設の有効活用を図る必要があり、存続が妥当	9			1		存続	<p>【存続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貴重な観光資源として、現存施設の有効活用を図る。 ・長期的スパンでの収支が整うように望む。 <p>【譲渡】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営などの財源は、受益者負担が望ましい。

評価順	区分	ID	施設名	講評	存続	統合	転用	譲渡	廃止	総合評価	その他意見
31	泉源	116	湯屋温泉（源）	貴重な観光資源として、現存施設の有効活用を図る必要があり、存続が妥当	9			1		存続	<p>【存続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貴重な観光資源として、現存施設の有効活用を図る。 ・飲用水としての収益性も高く、公益性も有しており存続 ・収益性、公益性ともに高い。 <p>【譲渡】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営などの財源は、受益者負担が望ましい。
32	泉源	117	波佐小国温泉（源）	貴重な観光資源として、現存施設の有効活用を図る必要があり、存続が妥当	9			1		存続	<p>【存続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貴重な観光資源として、現存施設の有効活用を図る。 ・収益悪化がないことを要件として存続が妥当 ・収支悪化がないように望む。 <p>【譲渡】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営などの財源は、受益者負担が望ましい。

(参考) 行政評価制度の説明

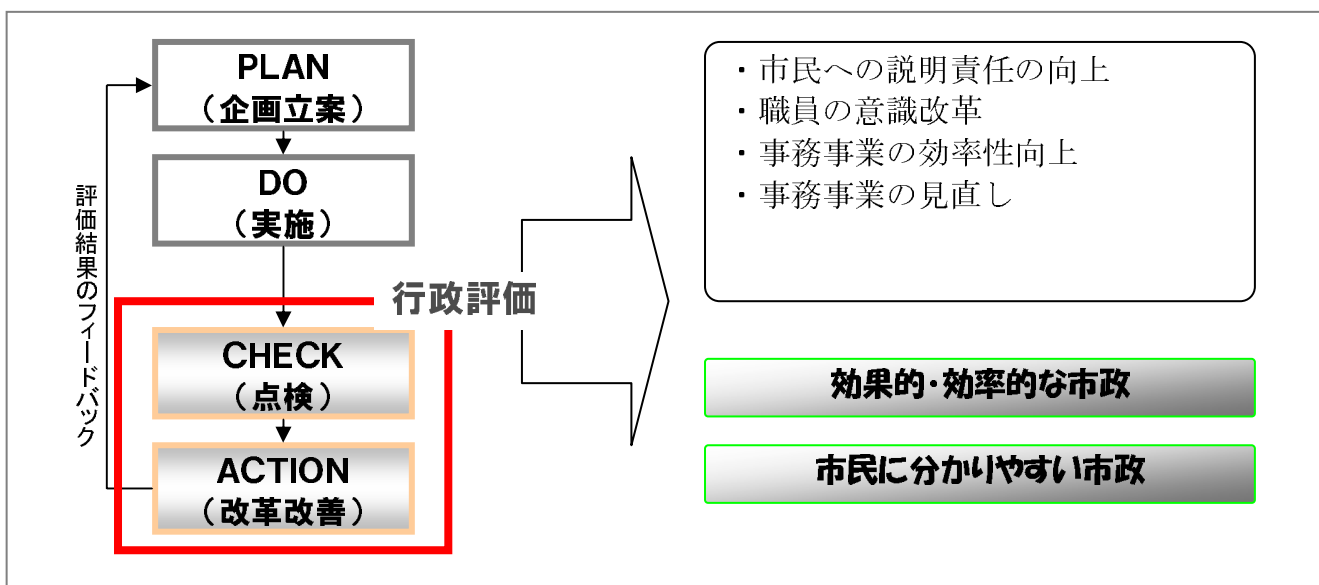
(1) 行政評価の推進

浜田市では、平成 18 年 2 月に策定した「浜田市行財政改革大綱」に基づき、聖域を設けない、市民視点に立った行財政改革に取り組んでいます。

この大綱において、財政運営の健全化を改革テーマに掲げ、最小の経費で最大の経費を得られるよう旧浜田市で平成 16 年度から実施してきた「行政評価制度による事務事業の見直し」の積極的な推進を図ることとしています。

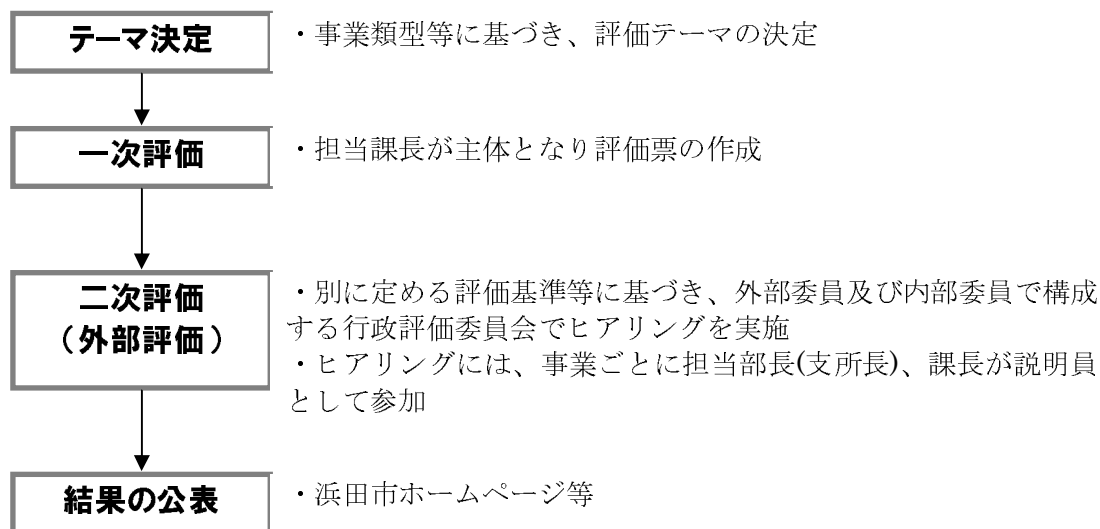
(2) 行政評価とは

行政評価とは、行政が行う施策や事業を「市民にとっての効果は何か」、「当初期待したとおりの成果はあがっているか」という視点から客観的に評価検証を行うものです。



(3)実施方法

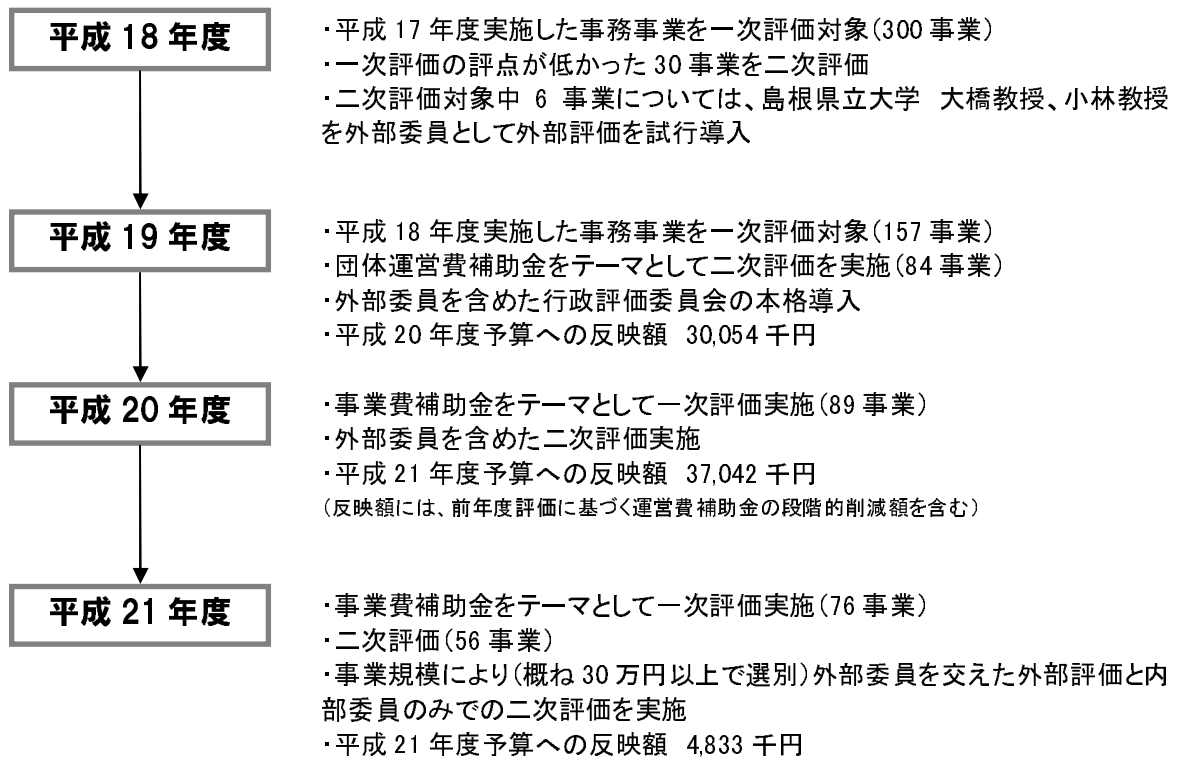
- ・各課の所管する「事務事業」を対象に、一次評価、二次評価の「2段階」で、「事後評価」を行います。
- ・評価の際は、各事業類型に応じて、評価項目や評価基準等を設定します。
- ・評価結果については、浜田市ホームページ等で公表します。
- ・評価結果に基づき事業の方向性を検討し、翌年度以降の予算反映に努めるとともに、行政評価の実施手法についても毎年度改善を行っていきます。



(表) 事業類型

事業類型		一次評価の視点				二次評価	
		必要性	有効性	公平性	効率性 妥当性	総合評価	
①	施設の建設	市民利用施設等の建設	○	○	○	○	○
②	整備事業	道路や公園等の面整備	○	○	○	○	○
③	経常的事務事業	法により実施が義務付けられた事業、電算保守等の定型的業務	-	○	○	○	○
④	施設の管理・運営	市民利用施設をはじめとする施設の管理運営	○	○	○	○	○
⑤	ソフト事業	上記事業を除く自主事業	○	○	○	○	○
	補助金・交付金	運営費補助金、事業費補助金	○	○	○	○	○
⑥	共通事務	庶務・経理などの各課共通業務	-	-	○	○	-

(4)過年度の実施結果



外部委員	島根県立大学教授2名	島根県立大学教授2名	島根県立大学教授2名	島根県立大学教授2名
	浜田金融会1名	浜田金融会1名	浜田金融会1名	浜田金融会1名
	女性ネットワーク2名	女性ネットワーク2名	女性ネットワーク2名	女性ネットワーク2名
	公募委員3名	公募委員3名	公募委員3名	公募委員3名
内部委員	助役	企画財政部長・次長	企画財政部長・次長	企画財政部長・次長
	収入役	総務部次長	総務部次長	総務部次長
	総務部長・次長	財政課長	財政課長	財政課長
	企画財政部長・次長			
	総合調整室長			
	人事課長、財政課長			

(参照)

<http://www.city.hamada.shimane.jp/gaiyou/kaikaku/gyouseihyoka.html>